公的研究費の適正管理における責任体系図

厚生労働省 等
資金配分機関

事案発生
時の報告

最高管理責任者（理事長）
・公的研究費の運営及び管理に係る最終責任者
・不正防止対策の基本方針を策定、周知、実施

通報窓口（総務人事室）
不正使用等に関する通報及び情報提供の受付窓口

監査担当部門
業務の適正な執行、改善に向けたコンプライアンス上の問題点の発見、対処法の提案等

統括管理責任者(院長)
・最高管理責任者を補佐
・公的研究費の運営及び管理の全体統括者
・不正防止対策の法人統括責任者（不正防止の具体化、実施、実施状況確認及び同報告）
・コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示
・実施状況の確認と定期的な報告

コンプライアンス推進責任者（副院長）
・部局内の公的研究費の運営・管理責任者
・部局内の対策の実施、実施状況確認及び同報告
・部局内のコンプライアンス教育の実施、同受講状況の管理監督
・部局内対象者へのモニタリング、改善指導

事務局
（臨床教育研究センター）
・公的研究費の事務処理手続き及び使用ルールに関する相談窓口
・委員会に関する庶務

不正使用防止計画推進委員会
・不正防止計画を策定
・不正防止計画に基づく業務の推進及び管理
【構成】
院長、統括管理責任者、副院長、臨床教育研究センター長、その他理事長が指名する者等で構成

公的研究費担当事務部門
（発注、検収、経理）
公的研究費の日常の運営及び管理の実務を行う

研究者
・職員倫理規程、公的研究費の不正使用を行わない旨を記載した契約書の遵守
・資金の適正な執行（使途、内容等に係る説明責任を有する）

取引業者等
法人外部